伊達信用金庫

「自振定期積金規定」の制定および「総合口座取引規定」の改定のお知らせ

平素より伊達信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。 当金庫は2024年7月1日より、「自振定期積金」を発売することに伴い、「自振 定期積金規定」を制定し、「総合口座取引規定」を改定いたします。

- 制定および改定日
 2024年 7月 1日(月)
- 2.「自振定期積金規定」 <制定> 制定する「自振定期積金規定」の主な内容は下記のとおりです。

1. (掛金の払込み)

自振定期積金(以下「この積金」といいます。)は以下の各号により、<u>契約者ご本人名義の</u> 掛込支払指定口座(以下「指定口座」といいます。)からの口座振替(僚店扱い不可)による 払込みとします。

- (1) 払込みは、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書の提出を受けることなく、申込時に設定した払込日に指定口座から自動的に引落します。
- (2) 払込日に指定口座の資金残高が払込み金額に満たない場合には、払込日の翌日以降に、 指定口座からの口座振替により払込みを行います。
- (3) 同日に他に自動振替が複数あり、指定口座の資金残高がそのすべての引落し金額に満たない場合には、そのいずれを引落しするかは当金庫の任意とします。

2. (証書および通帳の不発行)

この積金は、証書および通帳を発行しません。

4. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または、約定年利回(年365日の日割計算)による延滞利息をいただきます。

また、<u>3回以上の掛込遅延が生じた場合、満期日時点で掛込が完了していない場合は当</u>方で中途解約処理を行い、掛込額を指定口座へ入金されるものとします。

9. (満期自動解約処理)

前条第1項の規定にかかわらず、最終掛込約定日の翌月応当日まで、かつ当初満期日の前日までに、この積金の<u>すべての掛金の払込みが完了していた場合</u>にかぎり、次のとおり取扱

います。

- (1) この積金は、<u>当初満期日に自動的に解約され、給付契約金(税引後)の全額について、</u> 指定口座へ入金されるものとします。
- (2) 第4条により満期日が繰延べされている場合であっても、この積金は当初満期日に自動解約され、掛込残高相当額および遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた利息相当額(税引後)について、掛込支払指定の口座へ入金されるものとします。
- 3.「総合口座取引規定」 <改定> 「総合口座取引規定」の下記の条項を改定します。

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。)ができます。
 - ① 普通預金
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金 (M型)、定額複利預金、自由金利型定期預金および変動金利定期預金 (以下これらを「定期預金」といいます。)
 - ③ 定期積金(自振定期積金を除く)
 - ④ 第2号の定期預金または第3号の定期積金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の 当該各取引の規定により取扱います。

以上

<お問い合わせ先>

伊達信用金庫 事務グループ

電 話

0142 - 25 - 2811

受付時間

平日9時~17時



伊達信用金庫